⑸　納入場所等
納入場所及び台数　高山保全・サービスセンター　２台
下取り場所及び台数　高山保全・サービスセンター　２台

⑹　入札方法　落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　本購入は、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用案件である。

２　競争参加資格

⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和２年４月27日（月）までに以下の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の必要条件を満たすことの確認を受けた者であること。
①　商業登記簿謄本の写し
②　直近の財務諸表類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）
③　過去３ヶ月以内に発行された納税証明書の写し（その３・その３の２・その３の３のうち、いずれか一枚）
④　会社の経歴を記載した書類
⑤　競争参加資格確認申請書

⑶　同種機械の納入実績等を示す次の書類を提出できること。同種機械とは「維持補修用機械標準仕様書（平成28年８月）東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社」（以下単に「標準仕様書」という。）に示すロータリー除雪車（Ａ１）、ロータリー除雪車（Ｃ）又はこれと同等の機械をいう。
①　納入実績がある場合　同種機械の納入実績証明書又は納入実績が確認できる契約書の写し、受渡が完了していることを証明できる書類及び仕様書※を提出できること。
②　納入実績がない場合
１）仕様書※により同種機械の製造実績が確認できること。製造実績がない場合は、製造する能力が確認できる資料を提出できること。
２）代理店等で同種機械の製造実績がない場合は、製造業者に関して上記①又は上記１）の確認できる資料を提出できること。さらに当該製造業者の代理店等であると証明できる資料が提出できること。
※仕様書とは、同種機械について作成された全体組立図、各部詳細図及び機械諸元表をいう。以下同じ。

⑷　アフターサービス体制及びメンテナンス部品供給体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑹　上記⑵に示す申請書等の提出期限から開札の日までの期間に当社からの資格登録停止又は取引停止を受けていないこと。

３　総合評価落札方式の仕組み　本購入の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価資料を提出し、競争参加資格が認められた者に基礎点を与え、その基礎点に各評価項目の評価による点数の合計（以下「評価加算点」という。）を加算した得点（以下「技術評価点」という。）を、入札書の価格で除した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

⑴　評価項目及び評価指標　各評価項目の評価は、評価指標に基づき、それぞれの機械ごとに評価する。
評価項目①　作業性向上（連続稼働時間）　定格運転での連続稼働時間を評価
評価指標：連続稼働時間について数値方式で評価　最高の数値を満点、６時間以下を０点とする。その間の数値については、按分した点数（小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。）を付与する。
評価項目②　作業性向上（除雪能力）　最大除雪量の除雪能力を評価
評価指標：除雪能力について数値方式で評価　最高の数値を満点、標準値を０点とする。その間の数値については、按分した点数（小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。）を付与する。
標準値は、3,000ｔ／ｈとする。
評価項目③　安全性向上（安全装置）　除雪用オーガー装置の安全装置の方式及び復帰方法を評価
評価指標：安全装置の方式及び復帰方法について判定方式で評価
優：シャーピンレスで車内からの復帰が可能
良：シャーピンレスで車外での復帰が可能
可：上記に該当しない
評価項目④　安全性向上（投雪用照明設備）　投雪用照明設備（車内に装備された操作装置から操作できる投雪方向を確認可能な照明設備）の有無を評価
評価指標：投雪用照明設備の有無について判定方式で評価
有：投雪用照明設備が装備されている。
無：投雪用照明設備が装備されていない。
評価項目⑤　安全性向上（着雪防止装置）　着雪防止装置（サイドミラーへの着雪を防止するための装置）の有無を評価
評価指標：着雪防止装置の有無について判定方式で評価
有：着雪防止装置が装備されている。
無：着雪防止装置が装備されていない。
評価項目⑥　保証　保守管理に必要な部品供給期間を評価
評価指標：部品供給期間について数値方式で評価　最高の提案を満点、10年を０点とする。その間の提案については、按分した点数（小数第２位を四捨五入し小数第１位止めとする。）を付与する。
【数値方式】　評価項目の項目別配点は、総合評価資料に記載された数値により算出する。最高の数値を満点、各評価指標に記載された数値を０点とし、数値に応じ按分した評価加算点を付与する。
【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可、又は有／無を判定し、判定結果に応じて評価加算点を付与する。
優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
良　標準案に比べ、優れているもの。
可　標準案又は標準案と同等であるもの。
【注意事項】
・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
・評価項目①及び②は、納入予定の機械について、各評価項目の数値が確認できる仕様書を提出すること。
・評価項目③～⑤は、納入予定の機械について、各評価項目の内容が確認できる仕様書を提出すること。
・評価項目⑥は、標準仕様書の規定に基づいた期間について、受渡日からの期間とする。

⑵　評価加算点の付与方法
①　作業性向上（連続稼働時間）　配点：２～０
②　作業性向上（除雪能力）　配点：２～０
③　安全性向上（安全装置）　配点：優：３、良：1.5、可：０
④　安全性向上（投雪用照明設備）　配点：有：１、無：０
⑤　安全性向上（着雪防止装置）　配点：有：１、無：０
⑥　保証　配点：１～０

⑶　落札者となるべき者の決定方法　競争参加資格が認められた者に与えられる基礎点に評価加算点を加算した技術評価点を、価格評価点で除して算定される総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする。総合評価点の算出方法は以下のとおりとする。
①　総合評価点　技術評価点／価格評価点
②　技術評価点　競争参加資格が認められた者に与えられる基礎点（100点）に評価加算点（０～10点）を加算したのもとする。
③　価格評価点　入札書に記載された価格を100万円単位とし、小数点以下第２位を四捨五入して１位止めとする。

⑷　上記⑶において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者となるべき者に決定する。更に総合評価点及び入札価格が同じ者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

⑸　総合評価提案の履行に関する事項
①　保証について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意によるかし」として、その補修又は損害賠償を請求する。
②　その他の評価項目について　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、契約違反としての措置を講ずる場合がある。